

別紙09 名古屋市福祉都市環境整備指針に基づく改修項目

既存施設の改修工事においては、名古屋市福祉都市環境整備指針に基づき、以下の項目について満たすように改修するものとする。実際の現地の状況により、満たすような改修が困難な場合は、対応について協議を行い決定するものとする。

■移動等円滑化経路について

- ・視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、階段及びスロープに近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。
- ・敷地入口から建物入口までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。この場合、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に配慮する。
- ・アプローチ部分で車路に近接する部分及び車路を横断する部分、スロープ及び階段の上り口及び下り口、踊り場の端部の部分には点状ブロックを敷設する。

■アプローチについて

- ・車いすで180度回転できるように、140cm以上の有効幅員を確保する。
- ・通路面は、砂利敷きなど車いすやベビーカーで通行しにくい舗装は避け、しっかりした濡れても滑りにくい舗装とする。（コンクリートを使用する場合は、金ゴテ仕上げを避けたり滑り止めを施工する等、滑りにくさに配慮する。タイルやブロックを使用する場合は、大きな凸凹を生じないように配慮する。）
- ・通路面は、水勾配が必要な場合を除いて平坦な仕上げとする。
- ・通路面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いること。
- ・アプローチの通路面に溝蓋を設ける場合の穴径・溝幅は、車いすやベビーカー等の車輪、杖の先端や靴のかかと部分が落ち込まない細目の構造とするとともに、表面は滑りにくい仕上げとする。
- ・通路面には、段差を設けない。
- ・敷地入口から建物入口までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。この場合、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に配慮する
- ・アプローチ部分で車路に近接する部分及び車路を横断する部分、スロープ及び階段等の段の上り口及び下り口、踊り場の端部の部分には点状ブロックを敷設する。
- ・誰にでも認知できる明るさを確保すること。ただし、強い光が目には直接当たるようなことがないように考慮する。

■駐車場について

- ・車いす使用者用駐車スペースを駐車台数の50分の1台以上（駐車台数が200台を超え

る場合は、駐車台数の 100 分の 1 に 2 を加えた数以上) 設ける。

- ・車いす使用者用駐車スペースの幅員は、車いす使用者に配慮し 350cm 以上とし、そのうち有効幅員 140cm 程度を乗降用スペースとする。
乗降用スペースが片側にしか隣接しない場合には、有効幅員 140cm 程度の乗降用スペースを追加設置して、両側から車いす使用者が乗降できるようにする。
- ・車いす使用者用駐車スペースは、建物の主要な出入口の近くに設ける。
- ・車体用のスペース床面に、障害者シンボルマークを塗装表示し、乗降用スペース床面には、斜線で塗装表示する。
- ・車いす使用者用駐車スペースの端の見やすい位置に、障害者シンボルマークの案内板（車いす使用者をはじめとした障害者等を優先する旨の説明も記載した案内板）を設ける。
- ・障害者シンボルマークの案内板は車越しにも見えるように、150 cm以上の高さに設ける。
- ・通路及び車いす使用者用駐車スペースの床面は、滑りにくく水勾配が必要な場合を除いて平坦な仕上げとする。
- ・進入口には、車いす使用者用の駐車スペースが設置されていることがわかるよう標識を設ける。
- ・進入口から車いす使用者用駐車スペースに至るまで、誘導されていることがわかるよう標識を設け、標識は内容を容易に識別できるように JIS 規格化された標準案内用図記号にあわせたものとする。
- ・見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けることが望ましい。
- ・発券所等は曲がり角やスロープに設けないように計画する、受け皿を大きくするなど高齢者や障害者などが円滑に利用できるよう配慮したものとする。
- ・大規模駐車場または地下駐車場においては、車いす使用者用駐車スペース、トイレ、エレベーターなどの案内図や避難誘導ルート、非常口などを明示した案内図などを用意するか、または同駐車スペースにおいて案内板を設置するなどの措置をとること。

■ 玄関廻りについて

- ・玄関の内外は、同一レベルとし、床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・玄関マットを設ける場合は、埋め込み式で、車いすのキャスターが沈み込まない材質とする。
- ・風除室には必要に応じ手すりの設置、色分け等により衝突防止に配慮すること。
- ・玄関ホールに設ける受付カウンター、水飲み器などは、高齢者や障害者等の利用に配慮する。
- ・受付を設ける場合は、玄関口からわかりやすい位置に設ける。
- ・玄関付近には案内板を見やすい位置に設ける。
- ・館内案内板等には、トイレ・エレベーター・駐車施設の配置など障害者などに配慮した設備の位置を表示する。

- ・玄関付近には、点字による案内板、触知案内板又は音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける。ただし、案内所を設けてある場合はこの限りでない。
- ・インターホンは立位と車いす使用者がともに利用できる高さとする。(130 cm程度の高さであれば、立位で使用する人も、かがまずに利用できる。)
- ・聴覚障害者はインターホンでは音声の聞き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設ける。
- ・館内で障害者に対応する窓口を設定し、正面玄関からその窓口までは点状ブロックを敷設する。
- ・点字による案内板、触知案内板、音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声による誘導を行う。
- ・主要な出入口以外の出入口について、主要な出入口に準じて整備することが困難な場合は、車いす使用者などの利用できる出入口を明示する。

■ スロープについて

- ・スロープの端部は床に対して滑らかに接する構造とする。
- ・通路床面は、濡れても滑りにくいものとする。
- ・スロープは、通路・踊り場などの水平部分と色を変える処理や、ノンスリップ加工処理などの仕上げを変える処理などにより、識別しやすいものとする。
- ・手すりを両側に連続して設ける。(高さ、形状、材質等は、整備指針に沿ったものとする)
- ・手すりの両端は、スロープの始点、終点より 30 cm 以上水平に延長し、可能であれば 45cm とする。
- ・スロープの上り口、下り口、踊り場(スロープを視覚障害者移動等円滑化経路として線状ブロックで誘導する場合の踊り場)には、点状ブロックを敷設して注意を喚起する。なお踊り場の点状ブロック間は、最低 30 cm を確保する。

■ 出入口について

- ・戸が透明な場合、衝突防止のために、目の高さの位置に横棧をいれるか、色や模様などで識別できるようにする。
- ・扉ガラスに衝突のおそれのある場合には、安全な材料を使用する。
- ・戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉や車いすの回転を行うために必要な水平部分を設ける。
- ・戸は、できるだけ小さな力で開閉できるようにする。
- ・床面には、段差をつけない。やむを得ない場合、敷居の高さは 1cm 以下のすりつけ仕上げ、溝蓋の隙間は 1cm 以下とする。
- ・引き戸は、軽い力で操作のできる吊り戸式引き戸とし、段差のある敷居や溝を設けないこと

- ・開閉時間を十分に確保したドアチェックなどを設け、できるだけ軽く、ゆるやかに開閉するよう配慮する。
- ・開き戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとる。
- ・開き戸は、ドアを開け切ったときにストッパーが利くようにすること。
- ・自動ドアは、高齢者や障害者などの通行時間を考慮して、開放時間に配慮する。
- ・自動ドアはゆっくりと閉まること。
- ・開閉起動装置は、感知域をできるだけ広げ、通行に支障なく作動するよう十分配慮する。
- ・自動ドアのドア枠の左右かつ適切な高さ（床上 20cm～70cm の範囲）に安全センサーを設けること。
- ・ドアハンドルは、使いやすい形状のものとし、床面より中央で 85cm 程度の位置に設けること。

■廊下について

- ・廊下を横断する排水溝のふたは、車いすやベビーカー等の車輪、杖の先端や靴のかかと部分が落ち込まないものとする。
- ・床面は、濡れても滑りにくいものとする。
- ・床面は、平たんな仕上げとする。
- ・床面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いることが望ましい。また、スロープの床面はノンスリップ加工（滑り止め加工）を施すこと。
- ・廊下には必要に応じて手すりを設ける。（高さ、形状、材質等は、整備指針に沿ったものとする）
- ・手すりは、両側に連続して設ける。
- ・柱などの突起物には、それに沿って設ける。
- ・室名表示にカラーデザインを使用する場合は、高齢者、弱視者、色覚障害者の視覚特性に配慮し、図や文字と背景の色及び明度、色相、彩度（輝度比）の差のあるものとする。
- ・廊下に面する戸は、原則として引き戸または内開き戸とする。
- ・外開き戸とする場合は、廊下の通行を妨げないよう配慮する。
- ・床からの壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保すること。
- ・衝突のおそれのある箇所のガラスは、安全な材料を用いるとともに、模様をつけてわかりやすくするなどして衝突防止策を講じる。
- ・

■階段について

- ・踏面と蹴上げの色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保するなど段を識別しやすいものとする。

- ・蹴込み板を設け、段鼻には突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない。
- ・段鼻には、ノンスリップなどの滑り止めを設け、仕上げ表面は、踏面と水平にする。
- ・段鼻は、段の全長にわたって十分な太さで、色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保するなど、高齢者、弱視者、視覚障害者からも確認できるように配慮する。
- ・手すりを両側に連続して設ける。(高さ、形状、材質等は、整備指針に沿ったものとする)
- ・手すりの両端は、スロープの始点、終点より 30 cm 以上水平に延長し、可能であれば 45cm とする。
- ・側面を手すり子形式とする場合は、子どもが頭を入れたりしないように、手すり子の芯から芯で 10 cm 以下の間隔とする。
- ・床面は、濡れても滑りにくいものとする。
- ・床面は、平たんな仕上げとする。
- ・床面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いること。
- ・階段の両側は、壁または手すり壁とすること。(但し、3 号館地下 1 階の階段室 (7) は除く。)
- ・階段の上り口、下り口、踊り場の端部（階段の始末端部から 30 cm 程度離れた箇所）には、点状ブロックを敷設して注意を喚起する。なお、踊り場の点状ブロック間は、最低 30 cm を確保する。
- ・階段は誘導する線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。
- ・階段裏側は、十分な高さのない空間を設けない。やむを得ず設ける場合は柵などを設置する。

■手すりについて

- ・取り付け高さは、1 段の場合は 80cm～85cm とし、2 段の場合は 65cm 程度と 85cm 程度として、起点から終点まで連続して設ける。
- ・太さは、外径 3cm～4cm 程度の握りやすいものとする。
- ・壁との隙間は、5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。
- ・手すりは繰り返し使用しても緩まないよう壁に堅固に取り付けること。
- ・手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。
- ・壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無いよう、壁面方向へ曲げること。
- ・手触り、耐久性、耐蝕性などは、取り付け箇所に見合ったものとする。
- ・階段、スロープ等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- ・手すりの色調は、壁など周りの色調と対比効果を保つこと。

■エレベーターについて

【乗降ロビー】

- ・エレベーター出入口の床は、床仕上げを変えるか、あるいは床の色を変えるかなどして、注意を喚起すること。

【乗り場ボタン】

- ・エレベーター横の壁の高さ 100 cm程度の位置（角部は車いすのフットレストが当たり操作盤に近づけないため、角からの空きを 40 cm以上確保することが望ましい。）に、大きくて操作しやすい車いす使用者対応の乗り場ボタンを設ける。
- ・車いす使用者対応の乗り場ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるようにする。
- ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な人でも軽く押せる押ボタン式とし、視覚障害者に配慮して、静電式タッチボタンは避ける。
- ・ボタンの文字は、周囲との明度差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであること。
- ・乗降ロビーの扉及び乗り場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。

【開口部】

- ・11 人乗り以下の場合には出入り口開口部の有効幅員は 80 cm以上とする。
- ・13 人乗り以上の場合には出入り口開口部の有効幅員は 90 cm以上とする。
- ・かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないように、3cm 程度以下とすること。

【かごの大きさ】

- ・内法寸法は、幅 140 cm、奥行 135 cm（11 人乗り）以上で車いすの回転に支障がない構造とする。

【かごの内部】

- ・かごの両側面、正面壁に、手すり（高さ 80 cm程度）を設ける。
- ・かごの正面壁面に、車いす使用者が後ろ向きで降りる場合、外にいる人にぶつからずに降りるために、後方が確認できるよう床上 40 cmから 150 cm程度まである鏡を位置に配慮して設ける。鏡は、ステンレス鏡面または強化ガラスなどの割れにくいものとする。（出入り口がスルー型エレベーターでも車いす使用者が後退して降りる階がある場合には凸面鏡を設ける）
- ・鏡の下端は、出入り口の足元が見やすいよう、車いす当たり（キックプレート）までとする。
- ・非常用呼出しボタン、インターホンは他のボタンと区別ができるよう形状等に配慮する。
- ・光電式、静電式または超音波式等のいずれかの方式で人や物を検出し、閉まりかけの戸を再開扉する装置（セーフティーシュー）を設ける。（光電式の場合は、車いすのフットレスト部分及び身体部の 2 ヶ所（25 cm程度、55 cm程度）に光電ビームを通すように設ける。
- ・かごの壁面には、床上 35 cm程度まで、車いす当たり（キックプレート）を取り付ける。

- ・聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮し、故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、かご内にその旨の表示を行うか又はかご内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。
- ・聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮し、係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。
- ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な人も軽く押せるボタン式とし、視覚障害者に配慮して、静電式タッチボタンは避ける。
- ・かご内に設ける操作盤のボタンの文字は、周囲との明度差を大きくする、触知できる浮き出し文字とすることにより、視覚障害者の操作性に配慮したものとする。
- ・かご内の照明は十分な明るさを確保する。
- ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものとする。
- ・かごの内部が確認できるカメラを設ける。

【かごの内部に設ける車いす使用者対応の操作盤】

- ・かごの両側面、高さ 100 cm程度の位置（角部は車いすのフットレストが当たり操作盤に近づけないため、角からの空きを 40 cm以上確保すること）に、車いす使用者対応の主操作盤と副操作盤を設ける。操作盤は横型とし、車いす使用者が容易に手が届きやすい位置に設置し、かつボタンは大きめのものとする。
- ・車いす使用者対応の主操作盤と副操作盤のボタンを押されたときには、戸の開閉時間が通常よりも長くなるようにする。（10 秒以上）
- ・車いす使用者対応の主操作盤にはインターホンを設ける。（他のボタンと区別ができるよう形状等に配慮する）

【表示・案内（乗り場）】

- ・障害者の利用を配慮したエレベーターには、障害者シンボルマークにより、その旨を表示する。標識は内容を容易に識別できるように JIS 規格化された標準案内用記号にあわせたものとする。
- ・乗降ロビーにおいて、かごの到着や昇降方向が音などによりわかるようにする。
- ・乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- ・乗降ロビーのボタンには立位で使用する乗り場ボタンと車いす使用者対応の乗り場ボタンの両方に点字表示をする。
- ・点字表示の位置はボタンの左側を基本とし、やむを得ない場合は上側に近接して設ける。（同一の建物ではできる限りそろえる）点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。
- ・かごは、不特定多数の者の利用が見込まれる部分、多機能トイレ又は車いす使用者用駐車場施設がある階及び地上階に停止する。

【表示・案内（カゴ内）】

- ・かご内に、かごの停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。

- ・かご内にかごの到着する階及び、昇降路の出入口の扉の閉鎖、かごの昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。
- ・操作盤（車いす使用者対応の主操作盤と副操作盤を含む）、インターホンなどには、点字表示を行う。
- ・点字表示位置は操作ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。
- ・地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。
- ・音声案内は、音量を調節できること。
- ・スルー型の場合は、開閉する側の扉を視覚障害者に配慮した音声案内で知らせる装置を設ける。

【過負荷表示設備】

- ・過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知ではわかりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすること。

■エスカレーターについて

- ・踏み段及びくし板の表面は、滑りにくい仕上げとする。
- ・踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。
- ・くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。
- ・くし板から 70 cm 程度の移動手すりを設ける。
- ・乗降口には、足腰の不自由な人などに配慮して、高さ 80 cm～85 cm 長さ 100 cm 程度の固定手すりを設ける。
- ・上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面等において、進入の可否を示す。
- ・エスカレーターへの進入の可否を、音声により案内すること。

■多機能トイレについて

- ・便房への出入口には、段差その他の障害物がないようにする。
- ・出入口の有効幅員は 80cm 以上とする。
- ・出入口ドアは、非常の場合を考慮して外部から解錠できるものとする。
- ・出入口のドアは、自動ドア（引き戸）とし、その前後に高低差を設けないこと。ドア開閉盤の高さは 100 cm 程度とする。
- ・自動ドアの場合は、押しボタン式で、内側から閉めると自動的に施錠がされ、外側に使用中の表示がされること。使用中に介助者が外へ出る場合を想定し、外から使用者が見られないようカーテンや便器の設置位置を工夫するとともに、照明が切れないよう配慮する。

- ・便器は床置きの場合、車いすで、できるだけ便器に接近できるよう、前面のトラップ部分に車いすのフットレストが当たりにくいような型のものとする。
- ・便座の高さは **40cm** 程度とする。
- ・便器の位置は、正面からのアプローチを確保できるものとし、右または左からの側面移乗もできること。
- ・便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。
- ・便器に前向きに座ることも考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮すること。
- ・手すりは、便器の両側に垂直、水平に設ける。
- ・手すりの取付けは堅固とし、腐蝕しにくい材料で、握りやすいものとする。
- ・垂直手すりは、壁に固定する。やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車いすの移動の邪魔にならないようにする。
- ・手すりのうち片側は可動式とし、堅固に取り付ける。
- ・手すりの左右の間隔は **70cm～75cm** とする。
- ・水平手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ高さ (**65cm～70cm**) とする。
- ・手すりと取り付け壁の間は、**10cm** 程度確保する。
- ・手すりと取り付け壁の間は、便器横手洗器を設ける場合は片まひの人がもたれかかって脱衣できるようにもするため、**23cm** 程度とする。
- ・L字型手すりの縦手すり部分は、便器先端から **20cm～25cm** 程度とする。
- ・洗浄装置は、便座に腰かけたまま利用できるように、**JIS S 0026** に合わせたものとし、押しボタン式とする。(自動感知式は、移乗時及び衣服の着脱時に誤って検知させてしまうため、採用しない。)
- ・洗浄装置は、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態からも操作できるように設けること。
- ・ペーパーホルダーは、便座に腰かけたまま利用できるように **JIS S 0026** に合わせたものとする。
- ・ペーパーホルダーは、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態からも使用できるように設けること。
- ・ペーパーホルダーは、片手で紙が切れるものとする。2つセットで配置すること。
- ・小型手洗器を便座に腰をかけたまま使用できる位置に設置する。
- ・小型手洗器・洗面器は車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状とする。
- ・洗面器の高さは、上端 **75cm** 程度とし、下部はフットレストなどが入るように **60cm** 以上の空間を設ける。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- ・水栓器具は、光感知式とする。
- ・洗面器の蛇口は、できるだけ長いものを設置する。
- ・おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、洗面器に温水が出る

設備を設ける。温水設備の設置にあつては、車いすでの接近に障害とならないよう配慮する。

- 吐水口の位置は、車いす利用者が利用しやすい位置（手前縁から 30cm～33cm 程度）に設けること。
- 汚物入れは、一般のものより大きなものを、手の届く範囲に設置する。
- 壁には、車いす使用者の利用の支障にならない位置に、手荷物を置く棚やフックなどを設ける。
- フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険がない形状、位置にするとともに、1 以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。
- 便房内に非常呼出しボタンを設ける。
- 非常呼出しボタンは便座に腰をかけたまま利用できるように JIS S0026 にあわせたものとする。
- 非常呼出しボタンは、便座に腰をかけた状態に 1 ヲ所、車いすから便座に移乗しない状態や床に転倒した状態からも利用できる位置に 1 ヲ所の計 2 ヲ所に設ける。（2 ヲ所の内、下部のみ紐付きとする。）
- 非常呼出しボタンは音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。
- 非常呼出しボタンは点字等により視覚障害者が非常呼出しボタンであることが認識できるものとするとともに、水洗スイッチ等の装置と区別できるよう形状等に配慮する。
- 非常呼出しボタンは指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とする。
- トイレの入口には、非常呼出しの際、音と光による警報装置（警報時の案内、注意書きなどを含む）を設ける。
- 多機能トイレの入口には、車いす使用者、オストメイト、乳児幼児に配慮した設備が備わっている旨を JISZ8210（案内用図記号）をはじめとした標準案内図記号などで表示する。
- 簡易型多機能トイレの場合には、簡易型多機能トイレである旨も併記する。
- 便房の戸には、施錠と連動させて使用中か否かを表示する装置を目につきやすい位置に設ける。
- 建物内の各所に、多機能トイレへの位置を表示し、誘導する。
- 床仕上げは濡れてもすべり滑りにくい仕上げとする。
- 排水溝などを設ける場合には、視覚障害者や肢体不自由者にとって危険にならないよう考慮すること。
- 床面は、高齢者や障害者などの通行の支障となる段差を設けない。
- 多機能トイレで広いスペースのあるブース内には、乳幼児 おむつ交換シートや重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式のおむつ交換シートを設置する。その場合、たたみ忘れであっても、車いすでの出入が可能となるよう、車いすに乗ったままでもたためる構造、位置とする。
- 乳幼児用ベッドはたたみ忘れであっても、車いすでの出入が可能となるよう、車いすに乗

ったままでもたためる構造、位置に設ける。

- ・ 便房内に、身づくろいできるための鏡を設ける。
- ・ 鏡は平面鏡とし、その下端は床高 90cm 程度とすること。(傾斜鏡の設置はしない。)
- ・ オストメイト対応設備として、便房内にパウチやしびんの洗浄ができる汚物流し(洗浄ボタン・水栓を含む)、大型の汚物入れ(手の届く範囲に設ける)、ペーパーホルダー、手荷物置台、鏡を設置する。
- ・ オストメイト対応設備としての汚物流しには、ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄する場合を考慮し、温水が出る設備とすること。
- ・ 着替え台を設けること。
- ・ 手を洗うための石けん(石けん入れ)、ハンドドライヤーを設けること。
- ・ 温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)を設けて、温水による洗浄も選択できること。(温水が熱くならないようにも配慮する。)
- ・ 照明は、十分な照度を確保する。(300 lx)
(JIS Z9110(照明基準総則)によるトイレ照度の最大値)

■一般用トイレについて

- ・ 出入口の有効幅員は、便房内に車いす使用者に配慮した設備を設置した場合には、有効幅員は 80cm 以上とする。
- ・ 大便器は洋式便器とする。(既存の便器数を維持すること)
- ・ 出入口の近くには、両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた、床置き式又は低リップ(リップ高 35cm 以下のものに限る)の壁掛け式の小便器を 1 以上設ける。
- ・ 各ブース内には、高齢者や障害者が利用しやすいよう、L字型手すりを設ける。
- ・ 既存の便器数を維持したうえで、利用者の使い勝手を考慮し、各男子トイレ・各女子トイレに設置するL字型手すりは右手側と左手側をバランスよく配置すること。
- ・ 床仕上げは濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・ 高齢者や障害者などの通行の支障となる段差を設けない。
- ・ 排水溝などを設ける場合には、視覚障害者や肢体不自由者にとって危険にならないよう考慮すること。
- ・ 出入口付近に男女別、またブースの扉に種類別(和式、洋式)を弱視者に配慮して、近寄って見ることのできる位置にわかりやすく表示する。
- ・ ブース内に車いす使用者、オストメイト、乳幼児に配慮した設備を設置した場合には、出入口付近やブースの戸に当該設備が備わっている旨を JISZ8210(案内用図記号)をはじめとした標準案内図記号などで表示する。
- ・ トイレの付近には、トイレがあることを表示する標識を設けること。
- ・ トイレの出入口付近に、男女別及び構造を、視覚障害者に示すための点字による案内板そ

他の設備を設ける。その場合、案内板から 30 cm 程度離れた場所に点字状の視覚障害者誘導ブロックを設置する。

- ・触知案内板等は、床から中心までの高さを 140 cm から 150 cm とする。
- ・ブースの戸の内側に、水の流し方や便器の向き、ペーパーホルダーの位置等が分かるよう、点字と文字で表示する。
- ・トイレの出入口やブースの出入口には、段差を設けない。ただし、スロープを設ける場合はこの限りではない。
- ・スロープを設ける場合、勾配は 1/12 以下とする。(高低差 16cm 以下の場合に限り 1/8 以下としてさしつかえない。)
- ・便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは便座に座ったまま容易に操作できるものとする。
- ・小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。
- ・来客用の男子用トイレ、女子用トイレそれぞれに乳幼児ベッドを設けること。
- ・乳幼児ベッドの周辺には荷物置き場を設けること。
- ・乳幼児ベッドの他に、立位姿勢でおむつ交換や排泄前後の着脱衣のできる着替え台を設けること。
- ・ブース内や小便器の上部や横などに、手荷物を置く棚を設けること。
- ・荷物をかけることのできるフックを設置する。このフックは、立位者の顔面に危険のない形状、位置とする。
- ・小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフックを設けること。
- ・出入口や壁の色を変えることなどにより、男女の区別がわかりやすいよう配慮する。
- ・照明は、十分な照度を確保する。(300 lx)

(JIS Z9110 (照明基準総則) によるトイレ照度の最大値)

■洗面所について

- ・洗面器の高さは、上端 75 cm 程度とし、下部はアームレストなどが入るよう 60cm 以上の空間を設ける。
- ・車いす対応洗面器は車いす使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ (Pトラップ) とする。
- ・洗面器は、寄りかかって使用できるよう、カウンター方式か手すりを設けること。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けること。
- ・水栓器具は、光感知式とする。
- ・水栓器具は、水が跳ねないものを使用する。
- ・洗面所の鏡は、大型の平面鏡を使用する。
- ・傾斜鏡は設けない。
- ・鏡は、車いす使用者に配慮し、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設けること。

- ・床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・車いす使用者の利用を配慮した洗面器を設置する場合は、多機能トイレに設置する洗面器に準じた取扱とする。
- ・設置台数が多い場合は子供の利用を考慮して、上端 55cm 程度の低い洗面器も設けること。

■シャワー室について

- ・ブース内の周囲には、手すりを適切に設ける。
- ・床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・サーモ・ロック付の混合水栓とする。
- ・給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、蛇口はダイヤル等で温度調整のできる装置とする。

■観覧席（センチュリーホール）について

- ・車いす使用者用観覧スペースを客席のいすの数の 200 分の 1 以上設ける。
- ・1 席あたりの車いす使用者用観覧スペースは、間口 90cm、奥行き 150cm 程度とする。
- ・車いす使用者用観覧スペースは、出入口から段差なく容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設ける。
- ・車いす使用者用観覧スペースの部分及びその接する部分の床面は水平とし、表面は滑りにくく平坦な仕上げとする。
- ・転落防止を考慮し、ストッパーまたはキックプレートを設置する。
- ・介助者用の座席も車いす対応観覧席に隣接して設ける。但し、移動型も可とする。
- ・劇場等においては、難聴者の利用を考慮し、赤外線送受信装置、磁器ループ、FM 放送受信装置など、集団補聴装置を電波障害等の状況を確認のうえ設置する。
- ・通路側の座席の肘掛は、高齢者や障害者などが使いやすいよう、跳ね上げ式にする。
- ・座席のいくつかは、取りはずし可能な構造としておくこと。
- ・視覚障害者にも座席番号が確認できるよう、点字表示等により配慮する。
- ・場内の両壁面に手すりを設ける。
- ・観覧席に設ける急こう配の階段の降り口には、注意を促すため点状ブロックを設置する。

■授乳室について

- ・出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とすること。
- ・個室として施錠できるようにすること。
- ・授乳のためのスペースには、おむつ替えのための台等を適切に設けること。なお、配置については、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮すること。
- ・授乳のためのスペースの周辺には、荷物置き場を設けること。

- ・ 出入口付近には授乳のできる場所であることを表示すること。
- ・ 授乳室が女性専用であるとイメージさせないようにすること。

■ コンセント・スイッチ・ボタン・インターホン等について

- ・ コンセント、スイッチ類は、原則として床上 40cm～100cm の間に設ける。
- ・ スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なものとする。
- ・ 車いす使用者専用インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上 100 cm程度となるように設ける。

■ サインシステムについて

- ・ 主要な用語には、英語を併記すること。
- ・ 英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。
- ・ 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。
- ・ 高齢者や弱視者に配慮して、地と文字の色対比に配慮した、太線の大きな文字を用いたサインを見やすい高さに掲出すること
- ・ 安全色（安全に関する意味が与えられている特性を持つ色）に関する色彩は JIS Z 9103 による。
- ・ 高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。
- ・ ピクトグラム（案内用図記号）は、JIS Z 8210 に示された図記号のほか、知的障害者、子ども、外国人などにもわかりやすいデザインとする。
- ・ 誘導サイン・位置サインは、施設の配置や移動の方向の他、高齢者や障害者などに配慮した設備（エレベーター、エスカレーター、スロープ、トイレ、駐車施設等）や交通機関における乗り換え経路を表示する。なお、案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
- ・ 表示する情報内容が多い場合、主要な地点（場所、部屋名）と高齢者や障害者などに配慮した設備（エレベーター、トイレ等）を優先的に表示する。
- ・ 誘導サイン・位置サインの掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。
- ・ 誘導サインは、必要な情報が連続的に得られるように配置する。
- ・ 位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。
- ・ 案内サインの施設案内図に表示する情報内容は、高齢者や障害者などに配慮した設備（エレベーター、エスカレーター、スロープ、トイレ、駐車施設等）のほか必要なものとする。
- ・ 案内サインは他の歩行者（特に車いす使用者や視覚障害者）の通行を妨げることのないような位置に設ける。
- ・ 施設案内図などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。
- ・ 施設案内図及び掲示板（主としてイベントの告知等の一時的な情報提供を行うもの）は、

出入口付近等からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。

■視覚障害者用誘導ブロックについて

- ・視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロックと点状ブロックの2種類とする。
- ・形状については JIS T 9251 にあわせたものとする。
- ・線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。
- ・線状ブロックは、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。
- ・点状ブロックは、主として危険箇所および曲がり角などの注意喚起、並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。
- ・設置にあたっては、マンホールのふたなどに十分留意し、欠落が無いよう必要な工夫や位置変更を考慮すること。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性・耐久性・耐磨耗性に優れたものとする。
- ・表面の色彩は、弱視者への配慮のため、原則として黄色とし、その他の周囲の路面・床面との輝度比、明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるようにする。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう周囲の床材の仕上げ（凹凸）に配慮すること
- ・敷設にあたっては、利用者動線が遠回りにならないよう敷設すること。
- ・表「点状ブロックの敷設箇所と敷設方法」（名古屋市福祉都市環境整備指針 274 ページ）に示す箇所に点状ブロックを敷設する。
- ・敷地入口から係員のいる受付に至る経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- ・玄関廻りに触知案内板等を設ける場合には、その案内板にも視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。